

川崎市国民健康保険料減免取扱要綱の一部改正について

国民健康保険料の減免に係る基準については、国民健康保険法第77条により保険者である市町村が条例又は規約により定めるものとされています。

本市においては、川崎市国民健康保険条例第39条において減免に関する規定を設けるとともに、具体的な基準等については「川崎市国民健康保険料減免取扱要綱(平成4年4月1日制定)」に定めていますが、令和4年度は、このうち減免要件の一部を改正します。

1 改正の経緯

令和3年度、国は新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者への減免について、特別調整交付金等で財政支援することとし、本市においても「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少する世帯等に係る川崎市国民健康保険料の減免の特例に関する要綱」を定め、国基準どおりの対応を行いました。

令和4年度、新型コロナウイルス感染症に関する国の措置が継続されましたが、令和3年度に対象となった方が令和4年度に再び対象者とならない場合が想定されます。

そこで、本市では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることを踏まえた措置として、減免要件のうち、「活用すべき資産」(預貯金等)について一部緩和を行うものです。

2 現在の減免要件

活用すべき資産が「150万円×加入人数(※)」を超える世帯は減免の対象にならない。

※加入人数：納付義務者及び当該世帯に属する被保険者の人数

第2条 区長は、次の各号のいずれかに該当する世帯で、保険料を納付することが困難と認められるものについては、その世帯の納付義務者の申請により保険料を減免することができる。

(中略)

(3) 納付義務者及び当該世帯に属する被保険者の退職、事業の休廃止又はこれに類する理由により収入が著しく減少し、又は皆無となり、資金力が近い将来回復する見込みがなく、かつ活用すべき資産が150万円に納付義務者及び当該世帯に属する被保険者の人数を乗じた額以下の世帯(以下「収入減少世帯」という。)

3 改正内容

活用すべき資産の基準を「300万円+ (「加入人数-1」×150万円)」に改める。

附 則

(活用すべき資産の特例)

3 当分の間、第2条第1項第3号の規定の適用については、同号中「150万円に納付義務者及び当該世帯に属する被保険者の人数を乗じた額」とあるのは、「300万円に納付義務者及び当該世帯に属する被保険者の数から1を減じた数に150万円を乗じて得た金額を加えた金額」とする。

4 施行期日

令和4年4月1日(令和4年度保険料から適用します。)